
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **貨幣の時間価値の考慮**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 における、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の信用リスクの見積りにおける貨幣の時間価値の考慮に関する事務局の分析と提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. ステップ 2 で IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れた場合、予想信用損失（以下「ECL」と記載する場合がある。）の測定に関する原則として、見積手法にかかわらず貨幣の時間価値を考慮することが要求される。これに関し、これまでの審議では、現行の日本基準の実務では DCF 法を用いる場合を除き、IFRS 第 9 号で要求される形で貨幣の時間価値を考慮しておらず、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れた場合には実務負担が生じるとの意見を頂いた。
 - 貨幣の時間価値及び複数シナリオの扱い並びに経営者による調整は、各金融機関のポートフォリオの特性や、データ制約とそれによる実務負担にも関係する重要な検討ポイントであると考え（第 473 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 8 日開催））。
 - 貨幣の時間価値に関しては、現状の日本基準においても、ディスカウント・キャッシュ・フロー法の場合は考慮されており、また、規制上の LGD にも時間価値を反映しているが、IFRS 第 9 号の規定とは、割り引く期間について違いはある（第 175 回金融商品専門委員会（2022 年 1 月 21 日開催））。
 - ステップ 1 の選択又はステップ 2 の検討にあたり、日本基準でも DCF 法以外の測定方法を想定する必要がある場合には、黙示的に貨幣の時間価値を織り込んで整理している、米国基準の整理が参考になるのではないかと考える（第 176 回金融商品専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催））。

III. 会計基準の定め確認

IFRS 第9号における定め

3. IFRS 第9号の ECL モデルでは、金融商品の予想信用損失の測定に関する原則の一つとして、貨幣の時間価値を反映することが要求されるが、その際の割引率及び割引期間について次のように定められている (IFRS 第9号 5.5.17 項(b)、B5.4.5 項、B5.5.44 項及び B5.5.45 項)¹。
 - 予想される債務不履行又は他の何らかの日ではなく、報告日まで、当初認識時に算定した実効金利又はその近似値を用いて行わなければならない。
 - 購入又は組成した信用減損金融資産については、予想信用損失を当初認識時に算定した信用調整後の実効金利を用いて割り引かなければならない。

日本基準における定め

(金融商品会計基準等)

貸倒見積高

4. 我が国の金融商品会計基準等²では、貸倒見積高の算定にあたりキャッシュ・フロー見積法 (以下「DCF 法」という。) を用いる場合以外には、貨幣の時間価値を考慮した貸倒見積高の算定に関する定めは置かれていない。
5. 貸倒懸念先債権について債権の元本及び利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる場合においては、DCF 法により貸倒引当金を算出することができる。その場合の割引率及び割引期間は次のとおり定められている。

¹ ステップ3以降の対象となる、銀行等金融機関の貸付金以外の債権に適用される時間価値については以下のとおり定められている (IFRS 第9号 B5.5.46 項から B5.5.48 項)。

(1) リース債権：IFRS 第16号に従ったリース債権の測定に用いるのと同じ割引率

(2) ローン・コミットメント：当該ローン・コミットメントから生じる金融資産を認識する際に適用される実効金利又はその近似値

(3) 金融保証契約又は実効金利が算定できないローン・コミットメント：貨幣の時間価値及び当該キャッシュ・フローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映する割引率 (リスクの考慮が、割引の対象となるキャッシュ不足額の調整ではなく割引率の調整によって行われている場合のみ)。

² 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

- キャッシュ・フローが見込まれるときから当期末までの期間、債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率で割り引く(金融商品実務指針第 113 項及び第 115 項)。
6. 日本公認会計士協会が公表している「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」では、前項の定めに加えて、DCF法における割引率に貸出金の当初約定利率を使う際の留意事項として以下のように記載されている。
- 貸出金の発生当初の約定利率とは、貸出条件の緩和を実施する前に当該貸出金に適用されていた約定利率ということに留意する。
なお、貸出金の発生当初の約定利率が事後的に変動する変動金利に基づいて決定される場合、割引率の決定に当たっては、貸出条件緩和を実施した直前の約定利率に固定する方法又は貸出条件緩和を実施する前の利鞘と当該変動金利に基づいて決算日ごとに決定する方法を適用することが考えられるが、いずれの方法で割引率が決定されている場合であっても継続して適用されているかどうか留意する。

債権の貸借対照表価額等

7. 債権を取得した場合の債権の貸借対照表価額等に関して次のように定められている。
- 債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額とする(金融商品会計基準第 14 項)。
 - 償却原価法の適用においては、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率(実効利率)に基づく利息法によることを原則とする。ただし、契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、定額法によることができる。なお、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する(金融商品実務指針第 105 項)。

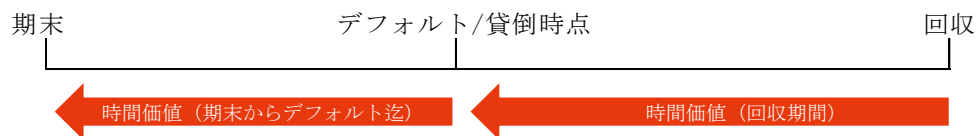
8. 一方で、金融商品会計基準等では組成した債権の貸借対照表価額及び利息収益の認識に関して、契約当事者間で授受される手数料及び取引コストを反映した実効利子率による償却原価法を適用するとの定めは設けられていない。そのため、組成した貸付金の利息収益は約定利子率に基づいて認識される。

IV. ASBJ 事務局の分析

貨幣の時間価値の反映が求められる局面

9. ステップ2において、銀行等金融機関における貸付金に対する予想信用損失の見積に関して貨幣の時間価値に関連する IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れた場合、以下の2つの局面において貨幣の時間価値を反映するように、見積手法に応じて、関連する損失率等のパラメータやモデルを調整する必要が生じ得る。

- (1) 期末から予想存続期間内においてデフォルトが生じるまでの期間³
- (2) デフォルト⁴からキャッシュ・フロー回収が終了するまでの期間（回収期間）



期末から予想存続期間内においてデフォルトが生じるまでの期間に係る貨幣の時間価値の反映

(割引率)

10. IFRS 第9号では、期末からデフォルトまでの期間について貨幣の時間価値を反映することを要求している。これは、IFRS 第9号では債権は償却原価で測定されており、貸倒引当金控除前の償却原価は契約上のキャッシュ・フローを実効金利で割り引いた金額であるため、回収が見込まれなくなったキャッシュ・フローを同様に割

³ IFRS 第9号では、全期間 ECL と 12 か月 ECL は、それぞれ「金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルト事象から生じる予想信用損失」、「全期間の予想信用損失のうち、ある金融商品について報告日後 12 か月以内に生じ得るデフォルト事象から生じる予想信用損失を表す部分」と定義されている。

⁴ なお、貸倒実績率法を用いている場合等、見積手法に応じて、貸倒損失処理時点など適切な時点を参照する。

り引かない場合、予想信用損失を過大に計上することになるためである。

また、割引率に関して、IFRS 第 9 号は、償却原価測定と整合する割引率である実効金利が貨幣の時間価値として概念的に正しいとの考えから、予想信用損失の割引についても実効金利又はその近似値とすることを要求している（本資料第 3 項参照）。

なお、IASB は、実効金利の近似値を用い得ることを基準上明記した理由について、オープン・ポートフォリオに係る実効金利の使用について運用上の課題があり、企業は実効金利の近似値を使用していることに留意したと説明している（IFRS 第 9 号 BC5. 274 項及び BC5. 245 項）。

11. 一方、本資料第 8 項でお示したとおり、金融商品会計基準等では債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合を除いて債権の測定に実効金利法は適用されず、利息収益は約定利子率に基づき認識・測定され、債権の貸借対照表価額は債権額面で計上される。そのため、割引率に関する前項の考えを取り入れる上では、IFRS 第 9 号の債権の測定（実効金利法による償却原価測定）の取扱いとセットで検討する必要がある。
12. この点、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について開発に着手することが了承された第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）では、以下のとおり、減損に関連する実効金利法等を含め、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かについては今後決定するものとしており、減損プロジェクトの中で現行の定めを変更することは前提としていないが、分類及び測定と減損の定めとの関係については同時並行的に整理するものとしている。

第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）審議事項(4)-2 第 35 項から抜粋

- (1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行う。

同時並行的に、本資料の第 31 項に記載した分類及び測定と減損の定めとの関係（IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行う。

- (2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲（貸出金など債権の他、満期保有目的の

債券やその他有価証券のうちの債券、ローン・コミットメント及び金融保証契約等に合わせて限定的な分類及び測定及びその他の開発（例えば、減損の対象とする債券の範囲、貸出金など債権や債券の実効金利法やローン・コミットメント及び金融保証契約の測定など。）を行うか否かを決定する。

13. 前項の経緯を踏まえ、債権の測定（実効金利法による償却原価測定）に関する定めも含めた IFRS 第 9 号の定めを取り入れ方を検討した場合、次の方法が考えられる。

方法1：実効金利法による償却原価測定に関する IFRS 第 9 号の測定規定は取り入れず、組成した貸付金の予想信用損失に適用する割引率に関して、実効金利ではなく約定利率を採用する。

方法2：実効金利法による償却原価測定に関する IFRS 第 9 号の測定規定を取り入れ、貸付金の予想信用損失に適用する割引率は実効金利とする。

方法3：方法 1 と方法 2 のいずれかを選択適用することとする。

14. 本資料第 12 項のとおり、本基準開発においては、分類及び測定に関する定めは、IFRS 第 9 号の減損に関連するものであっても、これを変更する事を前提にしない。その観点からは、方法 1 により債権の測定方法は変更せず、約定利率を割引率として採用することが考えられる。しかし、方法 1 を採用した場合、文言上、IFRS 第 9 号と異なる割引率を使用していることになり、国際的に IFRS 第 9 号と整合的な会計基準と認められない可能性がある。また、連結財務諸表において実効金利法を適用している IFRS 任意適用企業が、連結財務諸表と単体財務諸表の整合性を図ることを志向した場合の利便性を阻害することになる。

上記を踏まえると、方法 1 により、ステップ 2 を適用する企業に IFRS 第 9 号の実効金利法の適用を要求した場合、ステップ 2 の基準開発にもたらず追加的な複雑性に見合う便益があるか慎重な検討が必要と考えられる。

15. 一方、方法 2 により債権の測定方法を実効金利法による償却原価測定に変更した場合には、国際的に IFRS 第 9 号と整合的な会計基準と認められることが考えられるが、測定方法の変更により実務負担やシステムコストが生じる可能性がある。
16. 方法 1 と方法 2 のいずれにも長所・短所があるため、これらのいずれかを認めることも考えられる。ただし、方法 3 を採用した場合、ステップ 2 を適用する企業間の比較可能性が損なわれる可能性がある。

ディスカッション・ポイント

本資料第13項に示した3つの方法についてご意見を伺いたい。

(実務上の困難さに関する分析)

17. DCF法においては期末から予想存続期間内においてデフォルトが生じるまでの期間について割引計算を行っているため、ここではそれ以外の方法を採用している場合について検討を行う。
18. 現行実務において貸倒実績率法による場合、損失率の算定上の分母には債権額面を用いることが一般的と考えられる。ここで、損失率が期末からデフォルトまでの貨幣の時間価値を反映するためには、分子の貸倒償却等毀損額を当該期間について割引を行った後の金額とすることが考えられる。また、倒産確率法⁵による場合も同様に $PD \times LGD \times EAD$ の金額を期末からデフォルトが生じるまでの期間について割り引く必要がある。
19. なお、我が国の引当実務では、貸倒実績率法における損失率又は倒産確率法におけるLGDの算定において担保価値を考慮する場合、期末評価額に一定の掛目を乗じた処分可能見込額を基礎に算定するのが一般的であると考えられる。当該掛目は、金融商品実務指針第114項では、担保の種類ごとに信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮するものとされているが、貨幣の時間価値を含めているか否かは個々の状況によっても異なると考えられる。
20. したがって、現行の日本基準の実務において、期末からデフォルトが生じるまでの期間に係る貨幣の時間価値を反映していないとされる場合には、期末からデフォルトまでの期間及び割引率に基づくパラメータやモデルの調整が必要となり、実務負担が生じ得る。
21. また、一般貸倒引当金を集合的に見積る場合、債権グループ／ポートフォリオ・レベルでの割引率を算定する上でデータを整備する必要があり一定の実務負担が生じる可能性がある。

ただし、IFRS第9号は、集合レベルで適用する利率について実効金利の近似値を用いることを認めており、一定の幅を許容している（本資料第10項参照）。約定利子率を用いる場合においても、実効金利と比較してデータ収集や集約は簡便

⁵ なお、IFRS第9号におけるデフォルトの定義と現行実務の倒産確率法における倒産との関係については、第479回企業会計基準委員会（2022年5月17日開催）及び第180回金融商品専門委員会（2022年5月9日）において取り扱っている。

とも考えられるため、算定する上での負担は実務上困難という程ではないと考えられる。

22. 第 17 項に記載した現行実務に対する調整がどの程度必要とされるかは、貨幣の時間価値の重要性によっても異なると考えられる。全期間 ECL と 12 か月 ECL とを使い分ける IFRS 第 9 号の 2 区分モデルの特徴により、ステージ 1 の債権の場合には、デフォルトが生じるまでの期間は 12 か月であり、割引期間は最大でも「回収期間 +1 年」に限定される。そのため、実務上は、割引の影響及びそれを反映するために必要な調整が重要とならない状況も相応にある可能性がある。

一方、全期間 ECL については貨幣の時間価値を反映する必要があるが、損失率や LGD の基礎データを保持していることを前提とすると、必ずしも実務上困難という程の負担が生じるとは限らないと考えるがどうか。

回収期間に係る貨幣の時間価値の反映

(割引率)

23. 回収期間に係る貨幣の時間価値を反映するという事は、同じ回収金額であっても回収期間が長い場合には割引計算が行われることにより予想信用損失が増加することを意味する。
24. IFRS 第 9 号では、回収期間に関しても、貨幣の時間価値を反映する上での割引率は、実効金利又はその近似値としている（本資料第 3 項参照）。この点、経済的な観点からは、デフォルト後の回収期間においては、主たるキャッシュ・フローの源泉が担保に変化する等により、債務者や債権の信用リスクが当該キャッシュ・フローに直接関係しないため、他の割引率（例：現金担保の場合にはリスク・フリー・レート等）を用いるのが適切な状況もあり得るが、IASB は、デフォルト前後で、また、ステージ変更にかかわらず一貫して償却原価測定と整合させるため、実効金利を適用することとしている（IFRS 第 9 号 BC5. 272 項及び BC5. 273 項）。
25. この点、日本基準においても、貸倒懸念先債権について DCF 法により貸倒引当金を算出する場合の割引率は債権の発生当初の約定利子率又は取得当初の実効利子率で割り引くとしており（本資料第 5 項及び第 6 項参照）、貸倒引当金に貨幣の時間価値を反映する上での割引率として、債権の発生当初から適用している利率を一貫して適用するという考えは同様である。
26. 期末から予想存続期間内においてデフォルトが生じるまでの期間に関する検討において第 13 項で 3 つの方法をお示ししているが、回収期間にかかる貨幣の時間価

値の反映においても、そこで選択された方法と同一の割引率を一貫して適用することが考えられるかどうか。

(実務上の困難さに関する分析)

27. 第 17 項と同様にここでも DCF 法以外の方法を採用している場合について検討を行う。貸倒実績率法による場合、損失率が回収期間に係る貨幣の時間価値を反映するためには、貸倒償却等毀損額を当該期間の貨幣の時間価値を反映した割引後の金額とする必要がある。また、倒産確率法による場合も同様に LGD の算定において回収期間について割引されている必要がある。
28. ここで、現行実務において、回収期間に係る貨幣の時間価値を反映していない場合には、回収期間に関するデータ及び割引率に基づき、見積パラメータを調整することが必要となり得る。
29. 現行実務において回収期間に係る貨幣の時間価値を反映したパラメータ（貸倒実績率や LGD）を保持していない場合、これを調整するために回収期間に関するデータが必要となる。実務上、これは回収率ないし損失率を推計するための参照データセットの一部として把握されるものと考えられるが、これを現状保持していない場合には実務負担が生じる。

LGD を推計する手法や基礎となるデータは様々と考えられるが、これを行う上では、債権や担保の種類や契約条件並びにキャッシュ・フローの回収方法及び回収プロセス（債権の売却、担保処分、条件緩和等）等、様々な要因を考慮する必要があるため、自己資本比率規制上、LGD を内部推計する手法が「先進的」と位置付けられているように、通常、その見積手法は複雑と考えられる。
30. ただし、自己資本比率規制上の先進的内部格付手法採用行は、ホールセール向け貸出とリテール向け貸出の両方の LGD を内部推計している。また、規制上のガイダンスでは、回収期間に応じた重要な割引の効果を考慮することが求められている⁶。

IFRS 第 9 号と規制上のガイダンスでは、LGD を推計する上での要求事項に差異があり⁷、割引率に関しても必ずしも整合しているとは限らないため、規制上の LGD をそのまま用いることができないと考えられるが、回収期間や回収率等のデータセットは既に保持・整備されているため、当該データに適用する割引率のパラメータを

⁶ 金融庁告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）第二百十五条

⁷ 規制上は、景気悪化時を反映した保守的な LGD が推計されるが、IFRS 第 9 号では同様の保守的前提は反映しないこと等の差異がある。

変更する等により、過大なコストや負担は要さず調整を行えるケースもあり得ると考えられる（なお、これまでに議論した欧州銀行の一部の開示例でも規制上のパラメータを基礎としているとの記載が見られている⁸⁾。

31. したがって、ASBJ 事務局では、回収期間について貨幣の時間価値を反映することによる負担は一定程度生じるものの、金融機関の状況によっては必ずしも実務上困難という程ではないと考えるがどうか。

国際的な比較可能性の観点からの検討

32. IFRS 第9号では予想信用損失の測定への貨幣の時間価値の反映は、測定に関する3つの原則の一つとして位置付けられており、この定めを取り入れない場合、ステップ2でIFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められない可能性があると考えられる。

ASBJ 事務局の提案

33. 本資料第17項から第32項を考慮すると、第13項から第16項で検討しているIFRS第9号の債権の測定（実効金利法による償却原価）に関連する定めを取り入れ方及びそれに対応した割引率（実効金利又は約定利子率）の設定については引き続き検討を行うこととし、それ以外の貨幣の時間価値の考慮に関するIFRS第9号の定めについてはそのまま取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第33項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上

⁸⁾ 第473回企業会計基準委員会（2022年2月8日）及び第175回金融商品専門委員会（2022年1月21日）「ECLモデルとCECLモデルにおける予想信用損失の測定に関する定め及び開示例」参照